

【ご案内】 ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税をした後に確定申告をしなくても税控除を受けられる制度です。「寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例申請書 第55号の5様式)」に必要事項を記入し、申請者本人を確認できる書類(下記参照)を添付し、寄附した自治体に送るだけです。

ふるさと納税先の自治体が、1年間で5自治体までであれば、この制度を活用できます。

尚、お申込み時にワンストップ特例申請を「希望しない」にチェックを入れた方にも、ワンストップ特例制度についての案内書面・申請書を送付しております。

ワンストップ特例申請をされる方は、返信用封筒にてワンストップ特例申請書(第55号の5様式)と以下の書類を必ず同封し郵送ください。

A : 個人番号カードを持っている場合(マイナンバーカード交付済)

番号確認と身元確認のため、個人番号カードの写し(表と裏)を添付

B : 個人番号カードを持っていない場合

番号確認の添付書類と身元確認の添付書類が必要となります。(①と②いずれも必要となります。)

① 身元確認の添付書類(下記の1又は2のどちらかが必要です。)

1. 写真表示があり、氏名、生年月日、住所が記載されているもの

(例: 運転免許証の写し、パスポートの写しなど、いずれか1点)

2. 氏名、生年月日、住所が記載されているもの

(例: 健康保険証の写し、年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写しなどいずれか2点)

※健康保険証の写しを提出される場合、保険者番号及び記号番号部分をマスキング(黒く塗りつぶす等)してください。

② 通知カード(記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致)の写し又は、住民票(個人番号記載あり)の写しなど

マイナンバーは、本人確認書類により確認することが義務付けられていますので、申請書と同封のうえ、返信用封筒にて返信をお願いします。

(なお、個人番号付き書類の郵送には、特定記録郵便等による返信を推奨しています。)

○ マイナンバー制度については総務省ホームページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html

＜ワンストップ特例を申請する皆様へ＞

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

※ワンストップ特例を申請した後で、住所地の市町村外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに申請先に届け出れば特例が適用されます。

※提供いただいた個人番号および身分証明書等は、寄附された自治体が、寄附者がお住いの市区町村に対し寄附金額などを通知するために使用するものであり、その他の目的では使用しません。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・
確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要

